

パート1：知っておきたい！アメリカの教育政策に関する用語

1) ESEA 法「初等中等教育法」



ジョンソン大統領（任期 1963 年 11 月 22 日 - 1969 年 1 月 20 日）の小学校時代のロニー先生も出席した 1965 年に行われていた ESEA 法の調印式

ESEA 法（Elementary and Secondary Education Act）は、ジョンソン大統領の「貧困との戦い」政策の一部である。人種の違いや貧富の差による学力差が問題視されたことが ESEA 法導入のきっかけとなった。法律ができた当時、学校教育の質の向上が、子供が貧困から脱出できる手段とされていた。そのため、州・地方の教育問題に連邦政府が注目し、国の教育予算を握りながら、州・地方の教育政策に連邦政府が口出しをするようになった。国民が平等に質の高い教育を受けられることを目的に掲げ、教育の質保証と学校の説明責任を強調した初等中等教育の予算を組んだ。ESEA 法では、以下のように、一つ一つの法律が「タイトル」と「ローマ数字」で指定され、今でも同じ文言を学校現場や教育関連の議論で耳にする。

Title I: 低所得世帯に暮らす生徒の割合が 40%以上の学校を「タイトル・ワン学校」と呼ぶ。このような特定の配慮が必要とされる生徒がいる学校教育の質を高めるためにより多くの予算を配分するようにした。

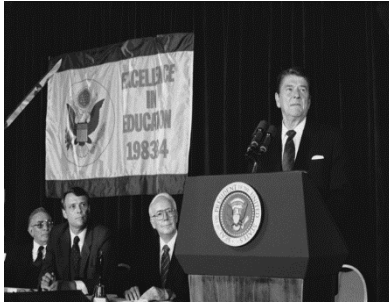
Title II: 学校の図書館に予算を提供した。特に、教科書やその他の教材を購入するための予算を組んだ。

Title III: 生徒一人一人の質の高い教育のために、学校内外に学習環境を補うための教育プログラムを導入するための予算を組んだ。

Title IV: 教員研修や教師教育の質向上のための研究や実践の予算を組んだ。

Title V: 州が独自の教育改革を追求するために、特に、英語を母国語としない生徒、才能のある生徒、芸術教育などを充実するための予算を組んだ。

2) A Nation at Risk 提言「危機に立つ国家」



「教育の卓越に関する国家」委員会で「危機に立つ国家」を發表するレーガン大統領（任期 1981 年 1 月 20 日 - 1989 年 1 月 20 日）

1983 年にレーガン大統領は、「危機に立つ国家」の報告書を基にした演説で、教育の衰退を理由にアメリカは危機に瀕していると国民に訴えた。その中で、多くの学校の状況が悪化していることが指摘された。具体的には、学力が低下し、識字率も低い状態で、教師教育も不十分であると指摘した。国際的に見ても、米国の子どもたちの学力は低かった。その後、教育の出来不出来について生徒の共通テストの成績をもとに測るようになった。また、当時、米国が世界的にリードしていたと思われていた科学技術の分野が他国に追いこされると危惧され、軌道に戻れるように以下の具体策が提案された。

- ①教育をより厳格に：州が教育水準を高く設定し、生徒がより深く学び、より高い学力で卒業できることが推奨された。
- ②新しい基準の設定：小学校から高校まで学年別の習熟度基準を設けることが推奨された。
- ③教員養成・教員研修の質と給与を上げる：州が管轄する教員養成と教員研修が不十分であること、および教員の給与は他分野よりも低いことが指摘された。そのため、教職がより魅力を感じるものにするため、両者を見直すことが提案された。

「危機に立つ国家」の発表から習熟度基準が一般的に議論されるようになり、教育現場に大きな影響を与えた。現在、すべての州に、①から③の推奨事項に沿った幼稚園から高校まで一連の基準が設けられ、後に、CCSS に繋がるものになった。また、多くの州では教員の資格要件を定め、教員養成や教員研修もより厳格になった。

3)NCLB 法「どの子ども置き去りにしない法」



オハイオ州にあるハミルトン高校で生徒たちと「NCLB 法」に署名するブッシュ Jr.大統領（任期 2001 年 1 月 20 日 - 2009 年 1 月 20 日）

NCLB 法（No Child Left Behind Act）は学力格差に具体策を示した法案とされている。NCLB 法の中心にあったのは、学力テストを基に学校を評価することだった。未だに、NCLB 法は学校現場に影響を及ぼしていると言われている。具体的には、国が舵をとり、学力テストの結果を利用し、2年連続で目標の学力に達していない児童生徒が多い学校に学校選択制を導入するペナルティーを設けたり、教員の資格要件や質を向上させることを要求できるようになった。なお、この学力テストの結果を利用し、税金を払っている国民への説明責任も重視された。ESEA 法以来、大きな教育改革とも言われた。

その発端は、大都市の小学校 4 年生の児童の 7 割が、読解力において学年の到達度に達しなかったことが学力テストで明らかになったことがある。これまでは、教育は主に州および地方自治体の責任としていたが、連邦政府はこの結果を容認することに対して責任を感じていた。特に、ESEA 法の導入後、長年にわたり、国の教育成果を調査せず、地域のニーズを知ることなく、何百もの教育関連の政策やプログラムに莫大な予算を振り分けていたと指摘があり、NLBC 法では以下を骨子に国会を通した。

①教育に関する説明責任の強化：学力テストの結果を基に学校を評価することにした。結果を出した州、校区、学校に報酬を与え、低くなったものには予算カットなどのペナルティーが与えられた。保護者は、子どもの学習状況や学力を把握するため、小 3 から中 2 の読解力と算数数学の学力を測る全国統一の学力テストも導入した。

②教育の質保証：国からの教育予算を「教育の質を高める研究と実践」の活動のために確保した。

③官僚主義からの脱却、現場主義の徹底：州・校区の権限を増やし、現場で柔軟に使える予算を増やした。

④教育に関する権限を保護者へ：保護者は、子どもが受けている教育の質に関して、より多くの情報を得られるような体制を作ることにした。その中で、質が低いと評価された学校にいる子どもの保護者に学校を選択できる権利を与えた。

NCLB 法は ESEA 法を改変し、それぞれの「タイトル」に予算を配分するだけでなく、以下に示すような特定の目標を各「タイトル」に設けた。

Title I. 恵まれない児童の学力向上を目指す

Title II. 質の高い教員養成、教師教育、教師の採用活動を行う

Title III. 移民や英語を母語としないに生徒の英語指導を強化する

Title IV. 21 世紀に向けて安全な学校を奨励する

Title V. 情報に基づく保護者の学校選択制と革新的な教育プログラムを促進する

「子供を一人でも置き去りにするべきではない」を強調するこの教育改革のための法律は、以上の目標を達成するために、所得の低い家庭で育つ児童生徒でも裕福な家庭で育った児童生徒でも、学力が低い児童生徒も高い児童生徒も、同じ学習内容と習熟度基準を目標に教育を受けられるようにし、長年続いてきた学力差を無くすという大きな目的があった。

4) RTTT「頂点への競争」と ESSA 法「すべての生徒が成功する」



RTTT 政策を発表するオバマ大統領（任期 2009 年 1 月 20 日 – 2017 年 1 月 20 日）



ホワイトハウスで ESSA 法に署名するオバマ大統領

オバマ政権が掲げた教育改革の柱は、NCLB 法の改正であった。しかし、多くの国民が驚いたのはオバマ氏就任直後の NCLB 法の支持表明をしたダンカン氏が教育長官に起用されたことだった。そのため、オバマ大統領の一期目では、法改定ではなく、2009 年に NCLB 法の補足として RTTT 政策（Race To The Top）を導入した。RTTT 政策が含まれるようになった NCLB 法の規定は 2014 年まで継続していたが、オバマ大統領の二期目に入っても初等中等教育に成果は見られなかったため、翌年に、オバマ大統領が「テストが多すぎて、学校を一つの枠に入れる教育改革はだめだ」と苦言し、NCLB 法に代わる ESSA 法（Every Student Succeeds Act）に署名した。しかし、ESSA 法は NCLB 法とあまり変わらないと指摘もあった。ESSA 法は以下 4 点を中心に、連邦政府が国の教育方針における権限を弱め、州に戻すことにした。

①教育の権限：NCLB 法では、連邦政府が国の教育方針の枠組みを提供し、それに合わせて各州に予算を分配したが、ESSA 法では各州が、必ず、以下の内容を含めた予算要求を提出することにした。

習熟度の基準、利用する学力テスト、説明責任に加える内容とその提示方法、困難校の支援及び改善の計画、州と校区の報告書、学力・学業の進歩・英語力などの学業成績の目標値

②教員の質保証：NCLB法では、教員の評価を学力テストの結果に結び付けるようになったが、そのペナルティーをなくす申請をすることもできるようにしたのがESSA法である。当時、教職組合も、教員の評価を学力テストに結びつけることは教育の質を逆に侵食するものであると訴え続けていたことも影響したが、42州がNCLB法に対する緩和を要請した。

③保護者が果たす責任と役割を強化：保護者が学校の説明責任のプロセスに関与できるようになった。具体的に、保護者から学校に特別配慮が必要とする子どもに注意を払うようにすることに役立った。例えば、学習内容と学習目標の見直しや学校の様子を公に知らせることを報告を要求できるようになった。

④学力テスト：NCLB法では、国が毎年小3から中2までの算数・数学と読解力の学力テストのデータを要求した。また、小学校から高校まで少なくとも1回の理科の学力テストも義務付けられた。ESSA法でも要求されていたが、実施方法について州が決められるようになって、NCLB法の下で使用されていた学力テストは廃止された。ESSA法では、生徒の学力と学習の進歩を様々な形で測定する方法を採用できるようになったのは、テスト勉強が中心だった授業をなくすだけでなく、州・校区の教職員、管理職、教師、保護者、が生徒の学力・学習進歩を効果的に監視できるためだった。

5) CCSS 「共通カリキュラム」



NGA（全国知事会）で乾杯の挨拶をするオバマ大統領
（任期 2009 – 2017 年）

CCSS（Common 共通、Core 中心、State 州、Standards 基準）の導入への働きかけはレーガン大統領（任期 1981 – 1989 年）時代からだった。NCLB 法は 2002 年に承認されたが、CCSS 作成まで対応ができずオバマ政権で実現した。レーガン政権の「危機に立つ国家」報告書では、この共通カリキュラムの中心にあった各教科の習熟度基準が「期待」・「推奨」しかされていなかった。レーガン大統領の副大統領だったブッシュ Sr. が政権を握る 1989 年から、連邦政府はこの「期待」の実現に働きだした。ブッシュ Sr. 大統領（任期 1989 年 1 月 20 日 – 1993 年 1 月 20 日）は就任直後に教育サミットを開催し、州知事を招集した。当サミットでは、国が根本的な教育目標の必要性という合意を得たが、教育目標を達成するための政策は、州が中心に取り組み、国は予算を提供することに限定した。当時は教育改善に緊急性が感じられていなかったため、この共通の習熟度基準の開発は、次のクリントン政権（任期 1993 年 1 月 20 日 – 2001 年 1 月 20 日）でもあまり進歩しなかった。

大きな動きがあったのはその次のブッシュ Jr. 政権（任期 2001 – 2009 年）だった。2001 年の同時多発テロの影響もあり、緊急性が高まり、ESEA 法改革ということで NCLB 法が承認された。その後、連邦政府は各州の教育改革に真っ向から取り組むようになり、特に、NCLB 法では、2014 年までにすべての児童・生徒の算数・数学と読解力が習熟度基準に達成できるような目標を掲げた。しかし、2014 年が近づくにつれ、目標達成が不可能であることが明らかになり、課題解決はオバマ政権に任された。オバマ政権は前任者の教訓から、緊迫感を持ち、全米州知事協会と州立学校役員会を招集し、問題解決にとりかかった。その結果、「成功するための基準」が発表され、全州で算数・数学と英語（実質上の国語）の基準が作られて、具体的に以下 2 点を主張した。

- ①各州で教科書、教育課程、評価方法を国際スタンダードに合わせる。
- ②各州で教員の採用、教員養成、教員研修の質を上げるための方針を改正する。

「成功するための基準」の発表直後に、全米州知事協会と州立学校役員会が教育の専門家を交えて、CCSS の作成に着手した。CCSS は、2011 年に、45 の州とワシントン DC で正式に採用された。

6) Charter School 「特別認可小中学校」



アメリカで最も有名なチャータースクール「KIPP「ナレッジ・イズ・パワー・プログラム」」



2008年大統領市民メダルを KIPP 設立者のファインバーグ氏（左）とレビン氏（右）に与えるブッシュ Jr 大統領（任期 2001 - 2009 年）

チャータースクールは、非営利団体によって設立された5年契約（チャーター）で運営されている公立学校のことである。多くのチャータースクールには、他の公立小学校より、一日の学習時間が長く、登校日数も多く、特別プログラムを開発し導入できるなど、独自の教育課程が許可されている。州の規制から免除されるものが多いが、柔軟性と自律性を見返りとして、説明責任の基準がより厳しく作られている。例えば、学校の憲章は定期的に見直されているか、教育課程や学校管理に関するガイドラインが守られているかなどがある。契約内容が満たされていない場合はチャーターが取り消される可能性もある。

2001年から16年間でチャータースクールは公立学校全体の約2%から約7%まで、総数は約2,000から約7,000校に増加した。その中、全公立学校の生徒の割合は、2000年から16年間で約1%から約6%に増え、約40万人から300万人を超えた。対照的に、他の公立学校に通う生徒数は70万人しか増加していない。

チャータースクールの設立を認めた最初の法律は、1991年にミネソタ州で可決された。今は43の州とワシントンDCで導入されている中、アメリカ最大の公立チャータースクールは「ナレッジ・イズ・パワー・プログラム」という頭文字をとったKIPPである。マイク・ファインバーグとデイブ・レビンが1995年にテキサス州とニューヨーク州の2つのKIPP中学校（日本でいう小6から中2）を開校した。両校の設立後、4年間で校区最高の成績を出した学校になり全国的にかなり有名になった。

その後、KIPPは、衣料品で有名な「Gap」を創設したフィッシャー夫婦と、ファインバーグとレビンが手を組み、KIPPの成功を全国的に広めた。KIPPの生徒95%以上が

アフリカ系アメリカ人またはラテン系アメリカ人である。また、KIPPの生徒の11%は特別支援教育を受け、17%は英語を母語としない生徒が通っている。

KIPPの人気が高いため、生徒は抽選で入学が決まる。抽選で生徒が選ばれたら、校長や教師が家庭訪問をし、KIPPについて話し合うことにしている。特徴的なのは、KIPP関係者も保護者もお互いに生徒が大学に行くために全力を尽くし、同意書に署名をしていることもある。2018年の時点で、KIPP卒業生の35%が国立大学を修了していると報告された。さらに、5%の卒業生は短期大学も卒業している。

これを可能にしているのは、KIPPの授業時間が他の公立学校より長いからである。土曜日も登校日がある。また全国平均では夏休みは10週間であるが、KIPPでは夏休みの3週間を登校日にしている。一日の授業時間も午前7時半から午後5時まで実施され、他の学校より50%長い。KIPPは費用と時間の確保ができており、他の学校ではできない運動系と文化系の課外活動もしっかり取り入れられている。

7) School Voucher 「学校バウチャー」



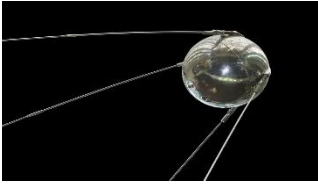
「全国学校選択制週間」のイベントに参加するペンス副大統領（期間 2017 年 1 月 20 日 - 2021 年 1 月 20 日）とデヴォス教育長官（期間 2017 年 2 月 7 日 - 2021 年 1 月 8 日）

バウチャーは、州の税金を用いて子どもの教育を支えるクーポンである。バウチャーをもらえる家庭の資格は州議会で決める。例えば、低所得の家庭、慢性的に低評価されている校区に住む家庭、障がい者がいる家庭、軍関係の家庭、養護施設で育った子どもがその対象者になるケースが多い。以前は、家の近くに公立学校がない子どもが近くの私立学校に通えるためにバウチャーのような公的資金が使われていた。しかし、現在は、学校間の競争が生徒の学力向上と教育費用の削減につながることを期待され、公立資金が私立学校の授業料にも使用できる。この近代的な考え方は、経済学者ミルトン・フリードマンが 1955 年に発表した論文「教育における政府の役割」がきっかけだった。

1989 年にウィスコンシン州議会で、ミルウォーキー市校区の低所得世帯の生徒を対象とした全米初の近代的な学校バウチャー制度が承認された。トランプ政権（任期 2017 年 1 月 20 日 - 2021 年 1 月 20 日）は 200 億ドルを全国の学校選択制度を導入するための提案を議会に提出したが議論が決着しなかった。特に、貧困で生活する全米の 1100 万人の子どもに使ってもらいたいと言及しているが、制度がまだ普及しない理由としては、複数の選択肢がある大規模の校区や都市は制度が適用できるが、学校が閉鎖・統合された小さな町では学校選択の余地がないことが挙げられる。とはいえ、ミルウォーキー市の学校バウチャー制度が開始してから 30 年経った今でも、議会で「教育の自由」が擁護されている。

*2020 年現在の場合、基本、4 人世帯で「貧困レベル」とされる年収は 26,200 ドルである。（世帯に一人追加で 4,480 ドルを足し、一人減で 4,480 ドルを差し引く。）

8) ESEA 法から ESSA 法まで



スプートニク（1950年代後半）



ブラウン対教育委員会裁判後の教室（1954年）



ニューヨークの小学校で児童と話すオバマ大統領、バイデン副大統領、ダンカン教育長官（2018年）

米国では、合衆国憲法だけではなく、全 50 州にも憲法がある。さらに、州ごとに教育政策もある。それぞれの学校の教育予算は国と州から配分されている。その使い道に関して、1890 年から連邦政府は何らかの形で関与していたが、ほとんどは州・校区に任されていた。連邦政府が学校教育に大きな影響を与えたのは 1950 年代と言われている。当時、「スプートニク計画」、「ブラウン対教育委員会裁判」、「ベビーブーム世代」などのテーマを基に社会改革が進められていた。学校教育もその改革とリンクさせる必要があるとの風潮が強くなった。そのため、教育予算が追加された州が増え、今まで躊躇していた連邦政府がついに教育予算を増やすことになった。スプートニクの打ち上げの影響で、教育予算は、理科・技術・外国語教育に多く使われるようになった。残りは大学入学制度、教員評価、学力テスト、貧困層に対するサポートに予算をあてるようになった。それが後にジョンソン政権が導入した ESEA 法のきっかけになった。

ESEA 法導入後、ニクソン大統領（任期 1969 年 1 月 20 日 - 1974 年 8 月 9 日）とフォード大統領（任期 1974 年 8 月 9 日 - 1977 年 1 月 20 日）の両政権は、「貧困との戦い」を引き継いだ。教育政策には大きな変化をもたらさなかった。ニクソン政権は当時問題視されていた待機児童問題を解決しようとしたが、弾劾されたため政策が進まなかった。フォード政権は「特別支援教育の充実」を目指していたが、任期が短かったためさほど進まなかった。後のカーター大統領（任期 1977 年 1 月 20 日 - 1981 年 1 月 20 日）は、元々保健福祉省にあった教育部を独立させ、教育省を設立したことで名を残したぐらいである。

1970 年代までは連邦政府が教育成果を州の教育予算で評価をしていたが、徐々に、その無意味さが認識されるようになった。教育の質保証を求めるようになり、「危機に

立つ国家」発表後、連邦政府の各州の教育成果に対する評価が厳しくなっていた。具体的には、州の教育成果をきちんと報告するように各州に命令を出し、高校卒業率を高める法律を導入させたりした。その影響で学力テストの導入が検討されるようになった。

1980年代に入り、試験勉強が中心だった教室風景が疑問視されたなか、自称「教育の大統領」で選挙活動を始めたブッシュ Sr 氏が当選し、「教育知事」と呼ばれていたアーカンソー州のクリントン知事（後に大統領）、テキサス州のブッシュ Jr 知事（後に大統領）、テネシー州のアレクサンダー知事（後の教育長官）、サウス・カロライナ州のライリー知事（後の教育長官）など錚々たるメンバーを集め教育サミットを開催した。

その賜物として発表されたのは「America 2000」というブッシュ Sr 大統領（任期1989年1月20日－1993年1月20日）の教育政策だった。中身を見ると幼児教育の充実、高校卒業率と識字率の向上、小中高の学力テストでの学力保障、世界トップの理系国になること、学校から麻薬と暴力を無くすことを目標としていた。次に当選を果たした、クリントン大統領（任期1993年1月20日－2001年1月20日）は独自の「Goals 2000」を発表したが、「America 2000」が掲げていた目標に「保護者の学校介入と教員養成の強化」をつけ加えただけと言われるようになった。民主党だったクリントン大統領は共和党の支持を得るため「学校選択制」と「チャータースクール」の議論も再会するようになった。

その後、選挙活動中に教育予算に大きな影響を与える「減税」を公約したブッシュ Jr 大統領が当選した。勝因には、ファーストレディーのローラ氏が教師だったことや教育長官に初の黒人のページ氏を起用するなど教育関連の要因もあったと言われている。また、ブッシュ Jr 大統領の任期中（2001－2009年）、「教育の質保証」や「貧困層の教育」をテーマにしていた父の「America2000」やクリントン大統領の「Goals2000」が目標達成できなかったことを批判し、就任3日後に NCLB 法案を公表した。

NCLB 法は2014年までの法律だった。2011年の中間報告では、半分の学校は目標達成が不可能とされていた。そのため、次期のオバマ政権で NCLB 法を廃止しようとしたが、それはできなかった。その代わりに、オバマ大統領は職権を利用し、RTTT と CCSS を導入し、NCLB 法で義務化されていた項目を破棄した。その代わりに、教育予算を州に与えるのではなく、州が教育予算を申請する形をとった。しかし、状況は変わらず、テスト中心の授業で保護者が反発したり、試験を作る会社の陰謀説が浮上したり、教職組合から教育をする自律が奪われたと批判されたりして、CCSS の廃止案が2015年に国会を通った。オバマ政権では、結局、各州に教育改革を求めたが、NCLB 法とほとんど変わらないと思われていた。そこで現在の ESSA 法が登場した。